別添１

不当要求行為等の対策に関する基本方針

令和8年10月　韮崎市

1　目的

この基本方針は、事務事業の遂行に際し、不当要求行為等が発生したとき又は発生するおそれがあるときにおける適切な措置を行うため、不当要求行為の発生を防止し、又は発生時における被害を抑制し、もって職務の円滑かつ適正な遂行を確保することを目的とする。

2　定義

この基本方針において「不当要求行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　職員に対する違法又は不当な要求行為

⑵　事務執行における公正性を阻害する行為

⑶　庁舎等（韮崎市の管理する施設をいう。）の維持管理に支障をきたす行為

⑷　庁舎等における秩序を乱す行為

3　対応責任者

不当要求行為等の排除、不当要求行為等の発生の未然防止その他の必要な措置（以下「措置」という。）を講じるため、各課に不当要求行為等対応責任者（以下「対応責任者」という。）を置き、各課の課長（課長相当職を含む。）をもって充てるものとする。

対応責任者は、所属する職員の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、常時当該所属する職員に対し、不当要求行為等に対する予防策の徹底、職員の訓練その他の適切な指導監督を行うよう努めなければならない。

なお、対応責任者が不当要求行為等の当事者となった場合は、当該対応責任者は、当該事案に係る対応及び判断に関与せず、上位の職にある者に報告し、対応を協議するものとする。

4　不当要求行為等が発生したときの基本的対応

⑴　職員は、不当要求行為等が発生したときは、当該不当要求行為等の発生状況等を対応責任者に報告し、当該不当要求行為等を排除するよう努めなければならない。

⑵　対応責任者は、報告を受けたときは、当該報告内容に基づき不当要求行為等の発生状況及び対応内容を確認し、その結果、必要があると認めるときは、当該報告内容及び確認結果を市長に報告をしなければならない。

⑶　職員は、不当要求行為が発生したときであって、当該不当要求行為等の排除が困難であるときは、その旨を対応責任者に報告するとともに警察等への通報その他必要な措置を講じるとともに市長に報告をしなければならない。

5　不当要求行為等の発生のおそれがあるときの対応

⑴　職員は、不当要求行為等が発生するおそれのあるときは、当該不当要求行為等の発生す

るおそれのある状況を対応責任者に報告し、当該不当要求行為等を未然に防止するよう努めなければならない。

⑵ 対応責任者は、前項の報告を受けたときは、当該報告内容に基づき不当要求行為等の発生するおそれのある状況を確認し、及び対応すべき内容を検討し、その結果、必要と認めるときは、当該報告内容及び確認結果等を市長に報告しなければならない。

⑶ 職員は、不当要求行為等の発生するおそれのある状況にあるときであって、かつ、不当要求行為等の発生を未然に防止できない可能性が高いときは、その旨を対応責任者に報告し、警察等への通報その他の必要な措置を講じ、市長に報告しなければならない。

⑷ 市長は、報告を受けたときは、当該報告の内容を確認し、発生のおそれがある不当要求行為等に関する具体的な措置をとる必要があると認めるときは、不当要求行為等対策検討会（以下「対策検討会」という。）に当該措置の検討を指示するものとする。

6 対策検討会

⑴ 事後の対策及び措置について、必要な検討及び協議をするため、対策検討会を置く。

⑵ 対策検討会は、別表左欄に掲げる職をもって構成し、別表右欄に掲げる者をもって充てる。

⑶ 対策検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

ア 不当要求行為等に対する事後対策の検討に関すること。

イ 発生のおそれがある不当要求行為等に関する具体的な措置の検討に関すること。

ウ 関係機関との連絡・調整に関すること。

エ その他、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

⑷ 対策検討会は、所掌事項について必要な検討及び協議を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

⑸ 対策検討会の委員が不当要求行為等の当事者となった場合又は当該事案について利害関係を有する場合は、当該委員は、その事案に係る検討及び協議に参加しないものとする。この場合において、委員長は、必要に応じて当該委員の代理者を出席させることができる。

なお、委員長が当事者となった場合は、副委員長がその職務を代理するものとする。

⑹ 対策検討会は、不当要求行為等への対応について、法的な判断その他専門的な知見を必要とする場合は、弁護士その他の専門家の意見を聴くことができる。

⑺ 対策検討会の庶務は、総務課契約管財担当において処理する。

7 事後の対策等

⑴ 市長は、対策検討会から報告を受けたときは、不当要求行為等の対応方針の策定、再発防止策の策定その他の不当要求行為等対策を実施するものとする。

⑵ 市長は、不当要求行為等対策を実施するときは、不当要求行為等防止責任者として、総務課長に当該業務に当たらせるものとする。

⑶ 市長は、防止責任者を選任したときは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者として、山梨県公安委員会に届け出るものとする。

別表　対策検討会

職	充てる者
委員長	副市長
副委員長	総務課長
委員	秘書人事課長 財務政策課長 デジタル戦略課長 職員団体から選出された者のうち、2名
現場責任者	対応責任者のうち、不当要求行為等の発生した所管課に所属する者
顧問	県警察の職にある者